

## てんかん



「てんかん」とは、「てんかん発作」を繰り返し起こす脳の疾患です。精神疾患ではありません。「てんかん発作」は、脳にある神経細胞の異常な電気活動により引き起こされる発作のことで、突発的に運動神経、感覚神経、自律神経、意識、高次脳機能などの神経系が異常に活動することで症状を出します。そのため、「てんかん発作」ではそれぞれの神経系に対応し、体の一部が固くなる（運動神経）、手足がしびれたり耳鳴りがしたりする（感覚神経）、動悸や吐き気を生じる（自律神経）、意識を失う、言葉が出にくくなる（高次脳機能）などのさまざまな症状を生じます。

### 原因

脳が発生する過程で生じた構造の異常、代謝異常症、遺伝子の異常などの生下時からの原因だけではなく、頭部外傷、中枢神経感染症、自己免疫性脳炎、脳卒中、認知症等のさまざまな脳の疾患が原因となります。約 2/3 は原因が特定されていません。原因が明らかなものを「症候性」、不明なものを「特発性」のてんかんと呼びます。

#### 誘因

- 睡眠不足
- 内服の自己中断
- ストレス
- 疲労
- 食生活の乱れ(暴飲暴食)
- 光の点滅、フラッシュ等(ポケモンショック)

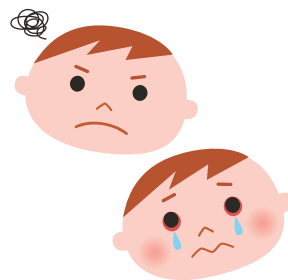


### 有病率

てんかんのある方は 1000 人に 5～8 人（日本全体で 60 万～ 100 万人）とされています。乳幼児から高齢者のいずれの年齢層でも発症します。特に小児と高齢者で発症率が高くなりますが、30～40 代の方でも発症することもあります。

#### ● てんかんと発達障害

てんかん児の 2 割で自閉スペクトラム症、3 割で注意欠如多動症の併存が報告されています。そのうち 2/3 がてんかん発症後に新たに発達障害と診断されており、抑うつや不安、強迫性障害、気分障害などの精神障害の合併も若年発症であるほど高いと報告されています。（第6回 てんかんと発達障害 | NCNP 病院 国立精神・神経医療研究センター）



### 症状・サイン

「てんかん発作」の症状は、脳のどの範囲で異常な電気発射が起こるかにより多彩です。たとえば脳の一部で起こった場合（焦点発作 / 部分発作）では、光がチカチカ見える、手がピクピク動くなど、胃のあたりから胸やけのような感覚がこみ上がってくるなどの様々な症状を示すことがあります（前兆症状ともいいます）。電気発射がさらに広がると、発作の間意識がなくなり周囲の状況がわからない状態となります。一点を凝視して動作が止まって応答がなくなるなどの様子が外部から観察されますが、症状が目立たず周囲の人にも気づかれないこともあります。そこからさらに電気発射が脳全体に広がると、全身のけいれん発作（強直間代発作）になります。脳全体が一気に興奮する発作（全般発作）では、前兆症状なく、突然に体の一部あるいは全体が一瞬ピクンと動くミオクロニー発作や、突然の強直間代発作や、突然力が抜けバタンと倒れる脱力発作、ボーっとする欠神発作などの症状が起きます。

## ■診断

てんかんは、一旦診断されるとその後長期間服薬を必要とすることが多いため、初期診断で、本当にてんかんなのかどうか、ほかに治療が必要な原因はないのを見極めたうえで、長期的な治療の見通しを立てることが大切です。診断にあたり発作症状に関する問診を詳しく行うことが必要になるため本人は勿論、発作を目撃した人からの情報も診察には重要になってきます。

- 発作の種類と症状
  - 脳波検査、脳磁図検査
  - CT、MRI、SPECT などの脳画像検査
  - 血液検査
- などから総合的に判断します。

## ■治療

治療は、まずは十分な薬物治療を行って、期待した効果が得られないときは外科治療や、食事療法なども検討をしていきます。

## ■支援

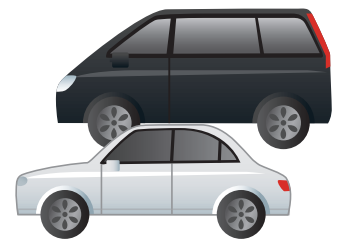
てんかんをもつ人にとって、発作が起こっている時間は通常数秒から数分間にすぎないため、発作が起こっていないその他のほとんどの時間は普通の社会生活をおくることが可能です。従って、病気の特徴を周囲の人がよく理解し、危険を伴う作業（高所作業、車両運転等）は制限が必要になってきます。しかし過剰に活動を制限せず能力を発揮する機会を摘み取ることをしないよう配慮することも、てんかんをもつ人に対する支援を行う上で大切なポイントです。

現在では、約 80% のケースで治療による発作のコントロール（2年間無発作）が可能であるといわれています。一方で、てんかんの発作は突然起こります。短時間なら命にかかわらないことが多いのですが、転倒などによるケガなどを防止し、周囲の人の適切な対応が必要となります。短時間で発作がおさまらない場合は「重積状態」の可能性があり、後遺症などを残す場合があるので、すみやかに医療機関に連絡してください。

### ●自動車運転

てんかんがあることで一律に自動車運転を制限されることはありません。適切な治療を受けることで、2年間てんかん発作がなくその後も発作の危険性が低い場合は自動車運転は認められます。

てんかんのある人の運転免許取得には、一定の条件が定められています。



### ●てんかんの発作時の周囲の対応

- 火、水、高い場所、機械のそばなど、危険な物・場所の近くから遠ざける
- 嘔吐していなければ本人に触らない / 嘔吐があれば体を横に向ける
- どうしてよいかわからなければ救急車を呼ぶ



### ●社会制度

- 自立支援医療制度（精神通院医療）
- 精神障害者保健福祉手帳
- 障害者年金制度